

1. 傷病手当金とは

被保険者が業務外の病気やけがの治療のため仕事に就けず、給与が支払われないとき、以下①～④のすべての受給要件を満たしている場合に支給される生活保障としての給付です。

- ① 病気やケガで療養中である（業務上・通勤途上事故を除く）
- ② 療養のため、仕事に就けない
- ③ 連続して3日以上休んでいる（3日間待定期間（*）をとり休業4日目から支給）
- ④ 給与が支給されていない（支給されていてもその額が傷病手当金より少ない場合は、その差額を支給）

*待定期間…「年次有給休暇」、「欠勤」、「休日」のいずれかで連続した3日間の労務不能（働けない状態）の期間。

2. 支給される期間

同一または関連の傷病で給付を初めて受けた日から通算して1年6ヶ月に達する日までです。

支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能です。ただし、資格喪失後（退職後）の継続給付の場合、一時的に労務可能となった場合には、治癒しているか否かを問わず、同一の疾病等により再び労務不能となっても支給されません。

3. 支給額と支給調整について

傷病手当金の支給額は休業1日につき標準報酬日額3分の2相当額と決められています。

休業中に会社から報酬が支払われている場合（有給休暇の場合や欠勤だが交通費が一部支払われている場合）は、報酬額が傷病手当金の額を下回る時にその差額が支給されます。障害厚生年金、老齢退職年金等、他制度において生活保障給付を受けている場合も同様です。

4. 傷病手当金申請書記入時の注意点

- ① 傷病手当金は給与に代わり支給されるものです。基本的に1か月ごとに申請してください。
- ② 医師に証明を受ける場合は申請期間経過後に受けてください。
- ③ 転居や治療の都合で転院する場合は申請書を分けて作成し、それぞれの病院で通院した期間をそれぞれの医師に証明を受けてください。
- ④ 傷病手当金は医療機関を受診し、医師の指示により適切な治療などが行われていることを前提に療養に専念している期間が対象です。医療機関を受診せずに自己判断で自宅にて安静にしているだけでは、療養とは認められず申請の対象外となります。初診日以降の期間を申請してください。

5. 添付書類

- ① 労務不能に関する療養を担当した医師又は歯科医師の意見書（申請書内に記載）
- ② 労務に服さなかった期間に関する事業主の証明書（事業主が添付）
- ③ 障害厚生年金や老齢退職年金があるときは「年金証書の写し」等
- ④ 初回申請時に「同意書」
- ⑤ 初回申請時に、ケガが原因の傷病によるものは「負傷原因届」

6. 内容審査及び支給日と支給方法について

- ① 書類到着後、支給可否について健康保険法に基づき内容審査（*）を実施します。
- ② 審査結果により給付がなされる場合は支給期間・支給金額等が記載された「保険給付金支給決定通知書」を送付します。給付金は基本的にお勤めの事業所へ振込み、事業所から受け取って頂く「委任払」のため、「保険給付金支給決定通知書」は事業所を通じて受け取って頂きます（退職者等で個人口座を指定する場合は被保険者宛で郵送します）。
- ③ 退職していない方の支給日はお勤めの事業所にお問い合わせください。
- ④ 一部又は全部が不支給となる場合は「不支給決定通知書」を被保険者宛で郵送します。

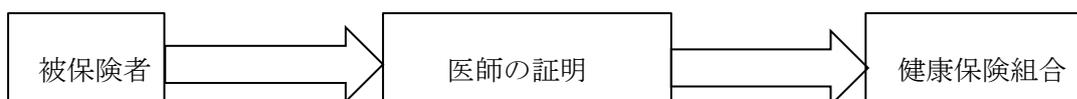
*内容審査…疾病・負傷やその症状、医療機関への受診（投薬）状況等や、過去の傷病手当金の受給状況により、必要に応じて被保険者・医師等へ照会させていただき、支給可否について適正に判断を行います。場合により審査に時間がかかることがあります。医師の意見を参考にし当組合が認めた場合に支給されますので、申請書を提出されても支給妥当でないとは判断した場合は支給されません。

7. 申請書の提出について

◆在職中の方または退職後に在職期間分の申請をする方



◆資格喪失後の継続給付（健康保険法第104条）に該当する方



ただし、健康保険の傷病手当金と雇用保険の失業給付は同時に受給できません。退職後（資格喪失後）の継続給付として傷病手当金を申請される場合には雇用保険の失業給付金を受給していないことが確認できる書類（延長する場合は受給期間延長通知書の原本）を添付してください。

8. 正しい療養について（重要）

傷病手当金の支給は、疾病に対する療養の給付（医療機関での治療・投薬等）を行い、療養に専念したうえで病気やケガを治し、労働力を早期に回復することが主な目的であり、療養の給付をなすことが必要となります。

《正しい療養とは》

1. 医師から通院の指示が出されている場合は、指示に従い受診する。
2. 医師が薬による治療が必要とし処方箋を交付した場合は、指示に従い調剤薬局で薬を受け取り服薬する。

注：健康保険法第99条で傷病手当金の支給額及び支給期間について規定されていますが、その趣旨としては疾病または負傷に対する療養の給付あるいは療養費の支給等の保険給付により労働力の早期回復を計ることをその主目的のひとつとしていることから、正当な理由もなく自己判断で受診を中断したり、処方箋が交付されているにもかかわらず服薬しない等、正しい療養をされていない場合は傷病手当金が支給されないことがあります。